

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第273号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年9月16日 01時34分ごろ	
発生場所	島根県松江市七類港北西方沖 七類港九島灯台から真方位314° 3.3海里付近 (概位 北緯35° 36.9' 東経133° 12.9')	
事故等調査の経過	平成21年10月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 ^{アジア} ^{シグナス} ASIAN CYGNUS（大韓民国）、3,160トン 8404111（IMO番号）、HEUNG-A SHIPPING CO.LIMITED</p> <p>B 漁船 ^{しんえい} 信栄丸、4.87トン SN3-14384（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 二等航海士、二等級航海免状（大韓民国発給）</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷側船首部に擦過傷</p> <p>B 船首部にき裂</p>	
事故等の経過	A船は、船長ほか15人が乗り組み、七類港北西方沖を西進中、B船は、船長1人が乗り組み、南進中、平成21年9月16日01時34分ごろA船の右舷側船首部とB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、七類港北西方沖を西進中、航海士Aが、右舷船首方に接近するB船を認めたが、右転するなどB船との衝突を避けるための動作をとらなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、南進中、船長Bが、目視及びレーダーを活用するなどの見張りを行わなかったため、左舷船首方に接近するA船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、七類港北西方沖において、A船が西進中、B船が南進中、A船がB船との衝突を避けるための動作をとらずに航行し、また、B船が見張りを行わずに航行したため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	